

第 7 7 号議案

新城市公共下水道事業分担金に関する条例の一部改正

新城市公共下水道事業分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 6 月 7 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市公共下水道事業分担金に関する条例の一部を改正する条例

新城市公共下水道事業分担金に関する条例（平成 2 0 年新城市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「この条例の施行後直ちに」を削り、「による」を「により分担区を定めたときは、当該」に改める。

第 5 条第 1 項の表に次の 1 項を加える。

調整区域第 2 分担区	4 5 0 , 0 0 0 円
-------------	-----------------

第 6 条第 1 項中「分担区ごとに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公共下水道事業の事業計画区域に編入した区域に新たに分担区を定める等のため必要があるからである。